

第1章 計画の策定

この章では、第8期（令和3年度～令和5年度）丸森町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者人口等の推移や要支援・要介護認定の状況など、本町を取り巻く現状を大きく捉えるとともに、計画の位置付けや期間等の基本的事項を定めます。

1 計画策定の背景

1 高齢者の現状と現在までの推移

- 我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、平成6年に「高齢社会」と称される14%を超えてからも年々上昇を続けています。令和2年10月1日現在（概算値）で28.7%に達し、3.5人に1人が65歳以上高齢者、6.7人に1人が75歳以上高齢者という「超高齢社会」になっています。

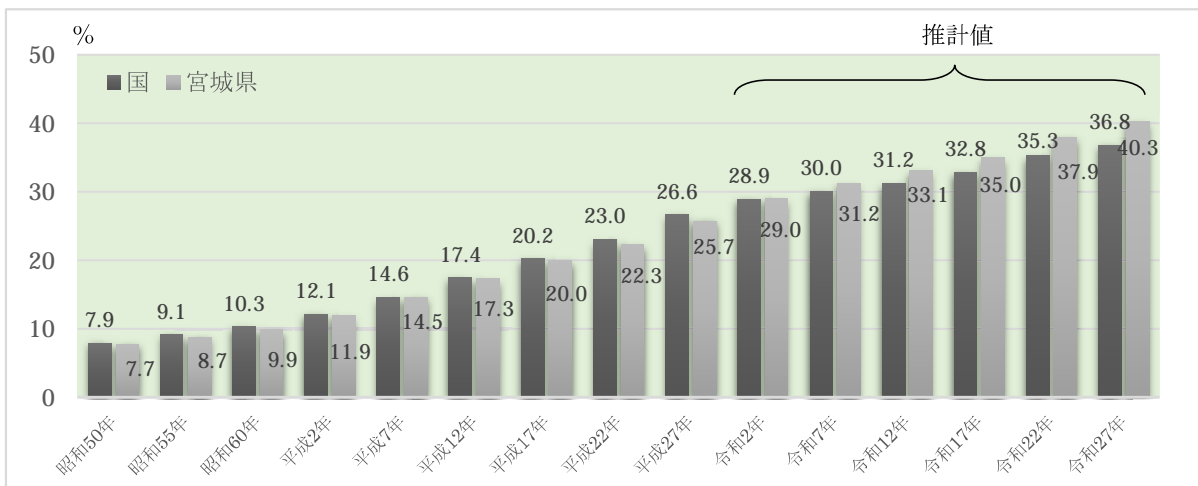
宮城県においても、令和2年3月31日現在の高齢者人口は63万8千人で、27.9%の高齢化率となっています。今後、高齢化率は年々上昇する見通しで、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には高齢者人口は69万6千人、高齢化率は31.2%に達し、令和22年（2040年）には高齢者人口は73万3千人、高齢化率は37.9%になると推計されています。

<参考> 社会の高齢化の定義

高齢化社会：高齢化率が7%超
超高齢社会：高齢化率が21%超

高齢社会：高齢化率が14%超

【国・宮城県の高齢化率】



※昭和50年～平成27年：国勢調査より

※令和2年～令和27年：国立社会保障・人口問題研究所

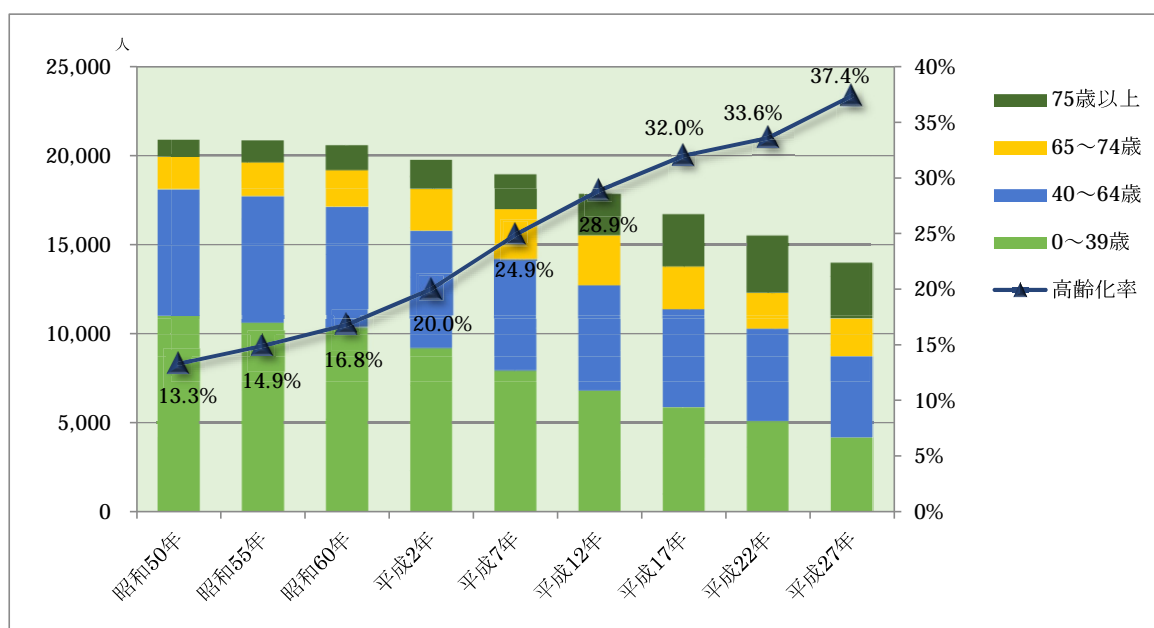
「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より

○ 本町の状況を見ても、国勢調査における65歳以上の人口は、昭和50年の2,784人・高齢化率13.3%から平成27年には高齢者人口が2倍近い5,232人となり、高齢化率は37.4%にまで達しています。

一方で、0～39歳の人口は年々減少し、昭和50年当時の10,974人から平成27年には半数以下の4,159人となり、少子・高齢化が顕著に表れています。

【国勢調査における年齢階層別人口構成と推移】 (単位：人)

	総人口	0～39歳	40～64歳	高齢者人口		高齢化率	
				65～74歳	75歳以上		
昭和50年	20,893	10,974	7,135	2,784	1,805	979	13.3%
昭和55年	20,849	10,611	7,123	3,115	1,884	1,231	14.9%
昭和60年	20,598	10,301	6,840	3,457	2,033	1,424	16.8%
平成2年	19,755	9,210	6,589	3,956	2,334	1,622	20.0%
平成7年	18,941	7,887	6,329	4,725	2,783	1,942	24.9%
平成12年	17,868	6,787	5,922	5,159	2,808	2,351	28.9%
平成17年	16,718	5,843	5,522	5,353	2,398	2,955	32.0%
平成22年	15,501	5,052	5,245	5,204	1,990	3,214	33.6%
平成27年	13,972	4,159	4,581	5,232	2,100	3,132	37.4%



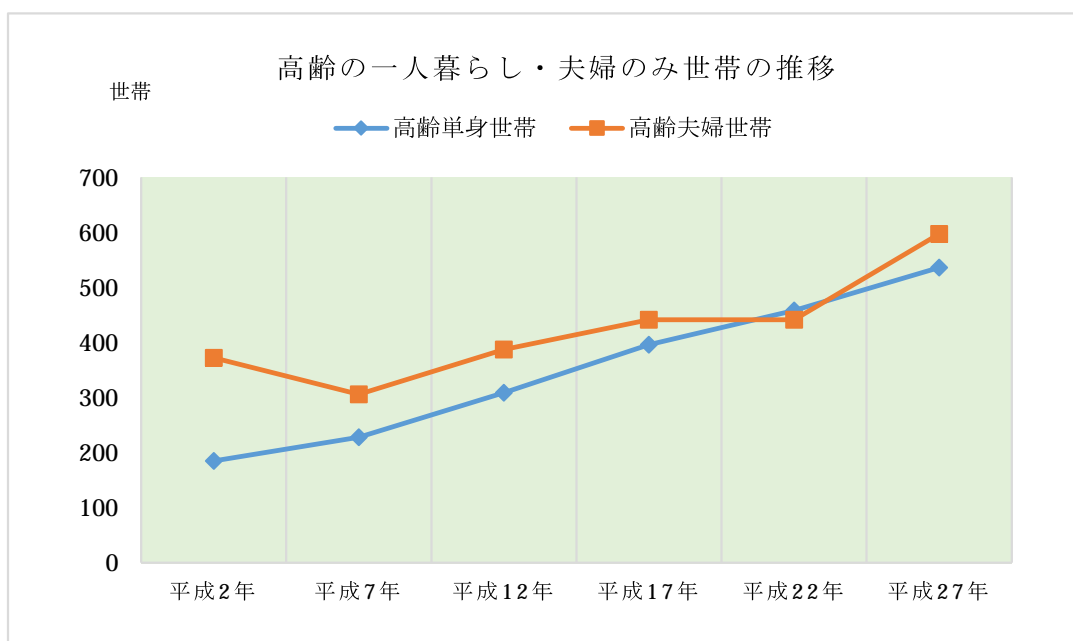
- 高齢者のいる世帯数を見ると、一人暮らし世帯は平成17年の396世帯から平成22年の458世帯、平成27年の536世帯へと増加しています。

【国勢調査における高齢者世帯の状況】 (単位：世帯)

		平成17年	平成22年	平成27年
高齢者のいる世帯数		3,350	3,303	3,267
内 訳	一人暮らし世帯	396	458	536
	夫婦のみの高齢者世帯	441	441	597
	その他の高齢者世帯	2,513	2,404	2,134

【高齢の一人暮らし・夫婦のみ世帯数の推移】 (単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一人暮らし世帯	185	228	309	396	458	536
夫婦のみの世帯	372	306	387	441	441	597



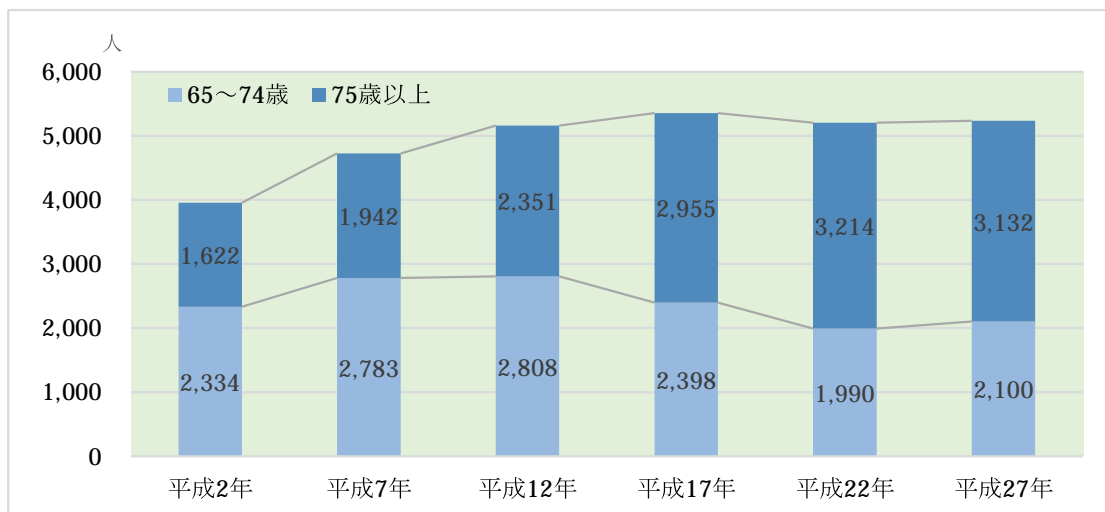
2 第1号被保険者数の推移

- 介護保険の65歳以上の第1号被保険者数を見ると、平成12年以降5,000人を超えており、特に75歳以上の割合が約6割となっています。

【国勢調査における第1号被保険者数の推移】

(単位:人, %)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65歳以上		3,956	4,725	5,159	5,353	5,204	5,232
65～74歳	人数	2,334	2,783	2,808	2,398	1,990	2,100
	構成比	59.0	58.9	54.4	44.8	38.2	40.1
75歳以上	人数	1,622	1,942	2,351	2,955	3,214	3,132
	構成比	41.0	41.1	45.6	55.2	61.8	59.9



3 要支援・要介護認定者数の推移

○ 介護認定の状況を見ると、要支援・要介護認定者数は年々増加し、特に要支援1から要介護2まで及び要介護4の認定者が増えています。

また、要支援・要介護認定者の割合である認定率についても年々上昇傾向にあり、介護保険制度が開始された平成12年の9.0%から、令和2年には約2.6倍となる23.3%となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

(単位：人)

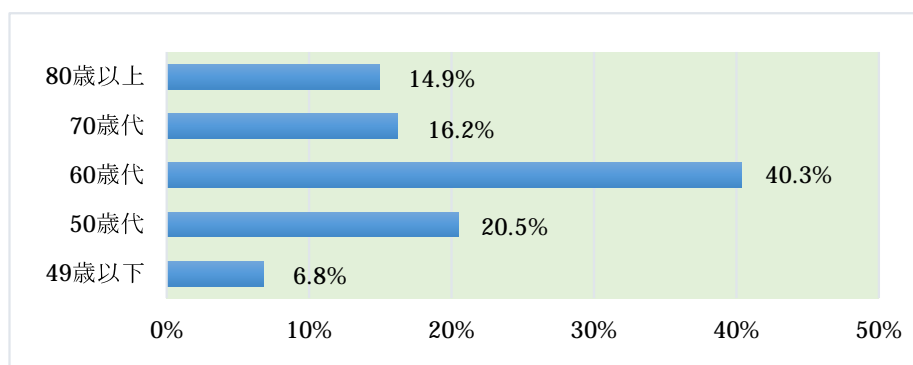
	H12	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要支援	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要支援1	-	52	64	55	83	69	62	93	96	119
要支援2	-	119	163	171	163	180	195	188	204	202
要介護1	114	142	132	181	176	179	163	182	190	182
要介護2	95	219	218	243	250	262	260	261	252	268
要介護3	57	201	198	196	177	217	202	196	195	181
要介護4	84	141	136	139	145	153	172	176	185	192
要介護5	92	166	180	161	147	141	144	145	135	142
合計	469	1,040	1,091	1,146	1,141	1,201	1,198	1,241	1,257	1,286
増減	-	571	51	55	-5	60	-3	43	16	29
第1号被保険者数	5,233	5,186	5,229	5,215	5,316	5,418	5,474	5,515	5,523	5,521
第1号被保険者 認定率	9.0%	20.1%	20.9%	22.0%	21.5%	22.2%	21.9%	22.5%	22.8%	23.3%

※各年9月末現在認定者数（第2号被保険者を含む。）

4 介護者の年齢

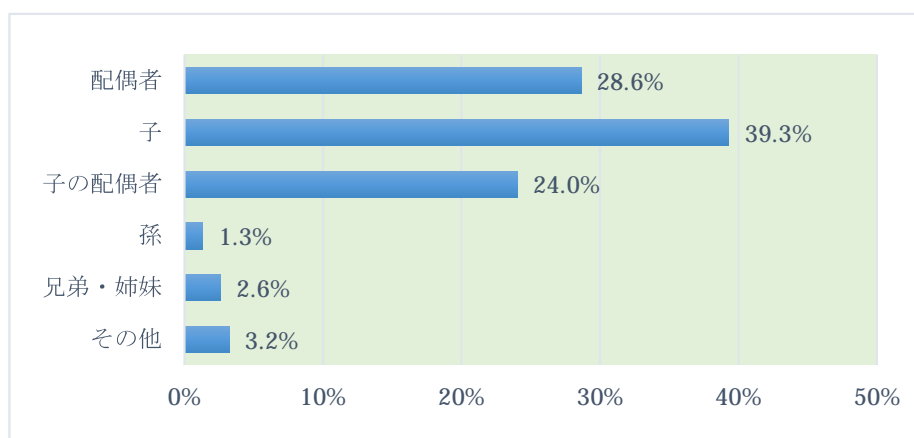
- 現在介護をしている方の年齢を見ると、本町が令和元年度から令和2年度にかけて実施した「在宅介護実態調査」の結果では、80歳以上が14.9%、70歳代が16.2%、60歳代が40.3%となっており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」が7割を超えています。

【主に介護している方の年齢】



- また、要介護者から見た介護をする人との関係は、子が39.3%と最も多く、次いで配偶者28.6%、子の配偶者24.0%となっています。

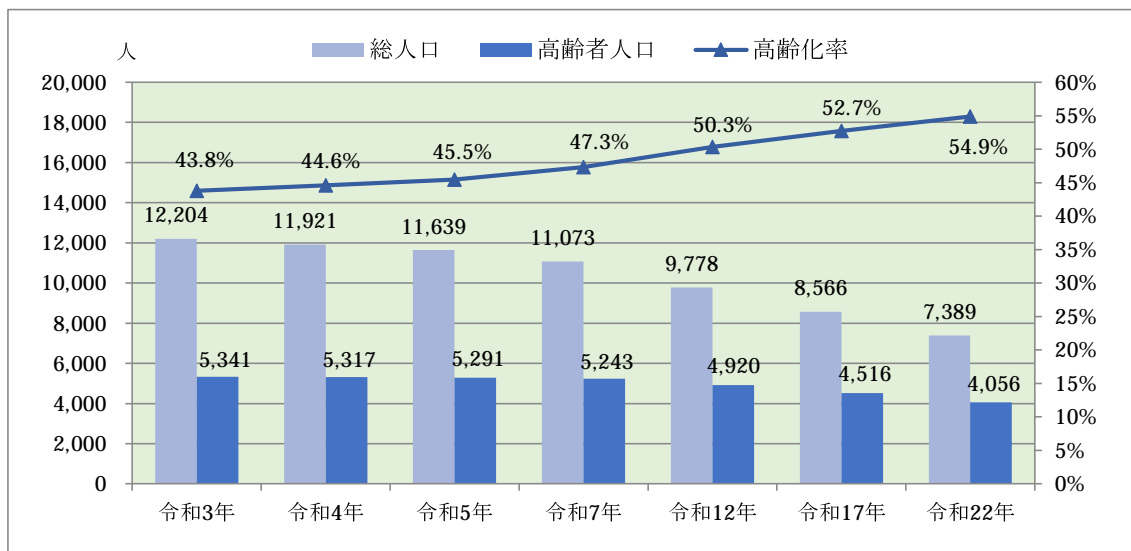
【主な介護者と要介護者との関係】



5 将来人口及び要支援・要介護認定者数等の推計

- 本町の将来人口の推計では、本計画期間中には高齢化率が45.5%に達し、令和22年(2040年)には54.9%に達すると見込まれます。

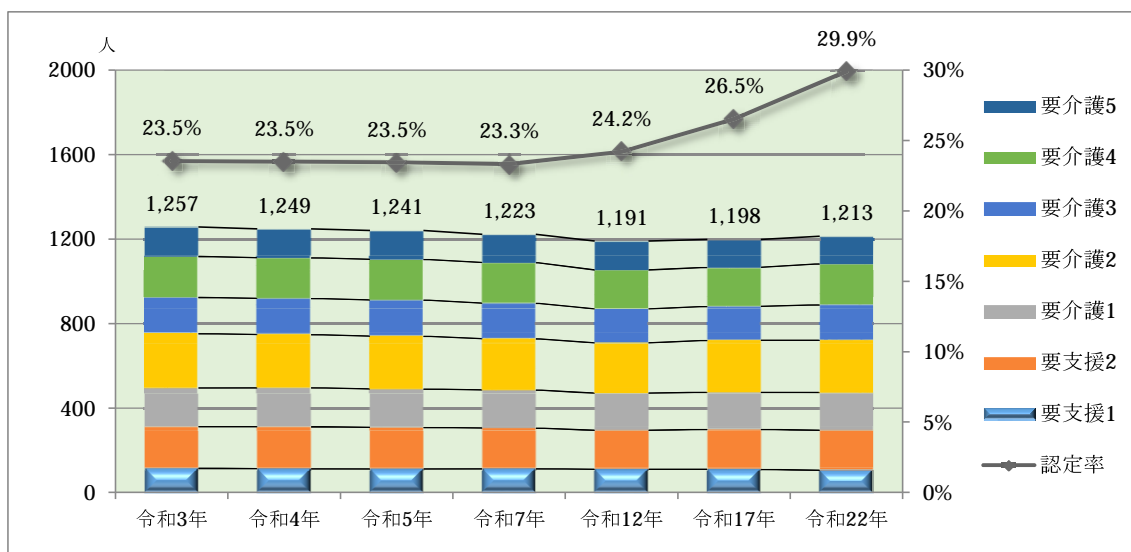
【総人口・高齢者人口・高齢化率の推計】



※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる

- また、第1号被保険者の要支援・要介護認定率についても、上昇すると見込まれます。

【要支援・要介護認定者数・認定率の推計】(第2号被保険者を除く。)



※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる

6 第8期に向けての方向性

- 以上のことから、今後もさらに高齢化が進行し、高齢者の一人暮らし世帯や支援を必要とする高齢者が一層増加することが予想されます。

国は、平成29年度の介護保険法改正において、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を掲げ、これを実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努めることを規定し、地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の強化が求められることとなりました。

さらに次期制度改正では、令和7年（2025年）に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足に対応するとともに、令和22年（2040年）を見据えた地域共生社会の実現を目指し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援体制等の役割・機能を果たし続けられるよう、制度の整備や取組の強化を図るとしています。

そこで第8期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、更に現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えながら、第7期計画に引き続き、本町に求められる地域包括ケアシステムの構築を目指し、これまでの計画を検証しつつ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中・長期的に捉えた方向性を示します。

※ 地域包括ケアシステムとは

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスを一体的に提供する仕組みです。

2 計画の位置付け及び期間

本計画では、本町の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施と、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、令和3年度から3年間の施策展開の考え方や、計画の基本施策及び介護サービス量の見込等を定めます。

なお本計画策定後、社会状況の変化等に伴い計画を見直す必要が生じた場合は、適宜改定等を行うものとします。

(1) 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として、一体的に策定します。

(2) 計画の期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

なお、市町村老人福祉計画は、老人福祉法で期間が定められていないため、市町村介護保険事業計画の計画期間に合わせて、整合を図ります。

3 他の計画との関係

本計画は、第五次丸森町総合計画を上位計画とし、国の介護保険事業計画基本指針をはじめ、宮城県の高齢者保健福祉計画、地域医療計画、更には本町の障害福祉計画、健康日本21地域計画（げんまる21）、保健事業実施計画など的高齢者福祉に関わる諸計画及び丸森町地域防災計画との調和・整合を図りながら進めていきます。

